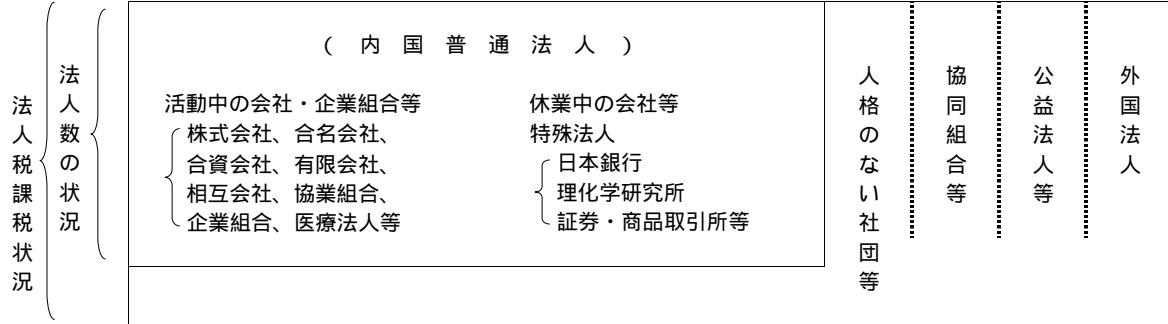


5 法人税

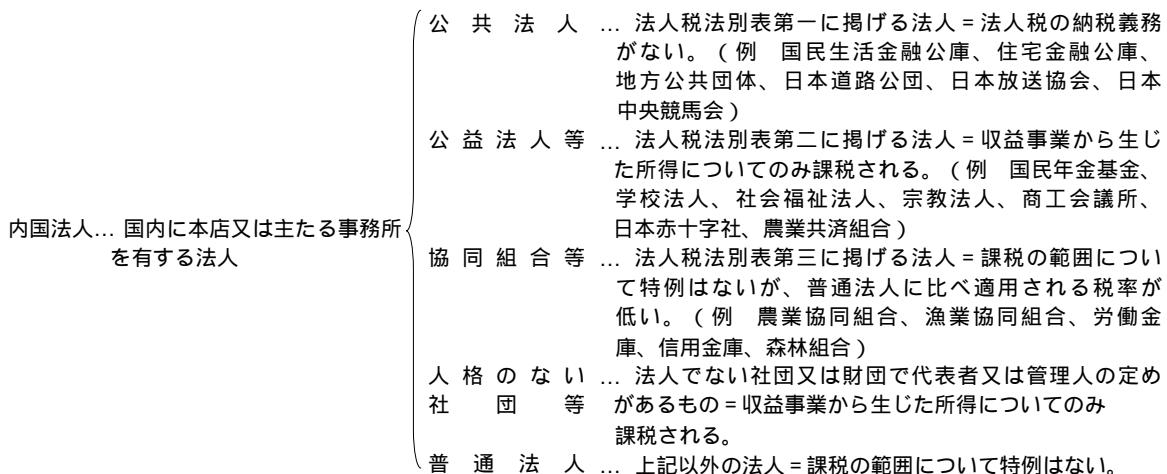
統計表を見るに当たって

1 この章の統計表は、平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度分についての法人税課税状況及び法人数の状況を、全数調査により調査・集計したものである。法人税課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数の状況は内国普通法人だけについて、業種別、資本金階級別等にその構造を示したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。



2 法人の種類及び課税の範囲



外国法人... 内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

3 用語の定義

事業年度とは、原則として、営業年度その他これに準ずる期間で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄付行為、規則若しくは規約に定めるものをいう。

資本金とは、事業年度終了の時における資本の金額又は出資金額であり、資本積立金額は含まない。

法 人 税 の 税 率

1 各事業年度の所得	[平成10年4月1日以降 に開始する事業年度]	[平成11年4月1日以降 に開始する事業年度]
公益法人・協同組合等	25%	22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額	30%	26%)
普通法人・人格のない社団等	34.5%	30%
〔 資本金1億円以下の普通法人又は人格のない社 団等の所得金額のうち、年800万円以下の金額	25%	22%)
2 各事業年度の退職年金等積立金		
退職年金等積立金額	1%	(注) 1%
(注) 平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、 法人税を課さない。		
3 清算所得	[平成10年4月1日から平成 11年3月31日までの解散]	[平成11年4月1日 以後の解散]
協同組合等		
清算所得金額	23.1%	20.5%
普通法人		
清算所得金額	30.7%	27.1%
4 同族会社の留保金		
年3,000万円以下の金額		10%
年3,000万円を超える年1億円以下の金額		15%
年1億円を超える金額		20%

5 - 1 法人数等の状況

		法 人 数	所 得 金 額				
			利 益		欠 損		
			事 業 年 度 数	金 额	事 業 年 度 数	金 额	
内	普通法人	会社等 企業組合 相互会社 医療法人 計	426,793 264 3 5,772 432,832	119,819 44 2 3,728 123,593	5,268,127,779 183,296 330,081,478 130,713,090 5,729,105,644	316,175 223 1 2,061 318,460	5,554,570,638 612,100 40,143,609 13,485,771 5,608,812,118
国	人	格のない社団等 農業協同組合及び同連合会 消費生活協同組合及び同連合会 中小企業協同組合(企業組合を除く。) 漁業生産組合、漁業協同組合及び同連合会 森林組合及び同連合会 その他 計	1,622 386 105 3,180 318 808 3,254 8,051	907 184 46 1,592 162 331 1,535 3,850	2,376,621 21,635,662 2,218,435 12,044,195 1,395,136 2,031,575 61,733,348 101,058,351	725 226 59 1,629 156 480 1,784 4,334	2,497,021 4,844,991 348,443 107,830,808 711,782 240,470 147,184,559 261,161,053
法	協						
人	組						
合	等						
外	公	益法人等 国法 合計	5,491 247 448,243	2,732 42 131,124	24,753,745 13,008,740 5,870,303,101	2,770 210 326,499	30,181,302 1,989,266 5,904,640,759

調査対象等：平成14年2月1日から平成15年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成15年6月30日現在の
事績を「法人税事務整理表(申告書及び決議書)」に基づいて作成した。

(注) この表には、清算中の法人は含まれていない。